

2021年6月22日改訂

役員報酬規程

BHNテレコム支援協議会

(目的)

第1条 本会の役員（理事、監事）への報酬の支払いについては定款第16条に基づき以下の通り規定する。

(報酬)

第2条 2015年7月23日制定の規程を撤廃する。

附 則 2021年7月1日より実施する。

以 上

職員賃金規程

BHNテレコム支援協議会

この規程は、本会の職員の賃金に関する事項を定めることを目的とする。ただし、各人の個別の雇用契約内容と相違がある場合は、その契約書が優先する。

(賃金の種類)

第1条 職員の賃金は、基本給および諸手当とする。

- 2 諸手当は、夏期賞与・年末賞与、通勤手当、超過勤務手当（時間外労働手当、深夜労働手当、休日労働手当）とする。

(賃金の支給)

第2条 職員の賃金は、法令などに定めるところにより、控除すべき金額を控除し、直接職員の金融機関口座への振込みにより支払う。

(賃金の支給日および支給方法)

第3条 職員の賃金（支給日を別に定め支給する通勤手当および賞与を除く。）の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が職員就業規則17条に規定する休日に当たるときは、その日に最も近い休日でない前日とする。

- 2 職員を賃金の支給日以後月末までに採用し、または復職させたときの賃金は、翌月の支給日に支給する。
- 3 職員が退職等したときは、前2項にかかわらず、その際、支給することができる。

(賃金の計算期間)

第4条 基本給の計算期間は、当月1日から当月末日とする。超過勤務手当は、前月1日から前月末日とする。

- 2 月の中途における採用、退職等による基本給については、発令の日から起算し、次条に規定する日割計算をもって支給する。

(日割計算の方法)

第5条 基本給の日割計算は、その月額を1月平均の勤務日数20日で除した額に、その者の当該月における実働日数(休日の日数を除く。)を乗じて得た額とする。

(労働1時間当たりの賃金額)

第6条 この規程における労働1時間当たりの賃金は、基本給の月額を1月平均の時間数140時間(20日×7時間)で除して得た額とする。

(端数の取り扱い)

第7条 この規程の定めによって算出した金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。

(基本給)

第8条 基本給は、職員の職務内容、能力、知識、勤務成績、年齢、社会経済状況・雇用状況、本会の財政状況等を考慮して個別に決定する。

(昇給)

第9条 昇給は勤務成績その他が良好な職員について毎年4月に行う。ただし、本会の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は、行わないことがある。

(夏期賞与・年末賞与)

第10条 別に定める「賞与・謝礼に関する内規」による。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員に支給する。

- 2 通勤手当は、交通機関利用の運賃については実費とし、最寄りの駅まで自動車等を利用する場合のガソリン代、駐車場代等は支給しない。
- 3 通勤経路は、時間および運賃等の経済性、かつ、通常一般の通勤経路状況から事務局長が承認・決定する。

(超過勤務手当)

第12条 超過勤務手当は、所定労働時間を超える労働または休日の労働に対し、労働1時間につき、第6条に定める1時間当たりの賃金額に、労働基準法を考慮し次に掲げる労働の区分に応じた割合を乗じて得た額を支給する。

- 2 時間外労働 (17時30分～22時00分、05時00分～09時30分)

時間外労働(1月45時間以下)	1時間当たりの賃金額×125%
時間外労働(1月45時間以上)	1時間当たりの賃金額×135%
深夜労働(22時00分～05時00分)	1時間当たりの賃金額×150%
休日労働(05時00分～22時00分)	1時間当たりの賃金額×135%

(代替休日(以下「代休」という)または振替休日を取得しない場合)

休日深夜労働(22時00分～05時00分)	1時間当たりの賃金額×160%
-----------------------	-----------------
- 3 時間外労働および深夜労働においては、2時間につき15分を休憩時間とし、休憩時間は手当支給の対象外とする。

(例)17:30～22:40まで労働した場合。

17:30～19:30	実働
19:30～19:45	休憩

19:45～21:45 実働
21:45～22:00 休憩
22:00～22:40 実働

* 実働時間外労働4時間、実働深夜労働40分

- 4 時間外労働および深夜労働の1ヶ月の実働時間集計において、それぞれに端数の分数が15分を超えた場合は1時間に繰り上げ、超えない場合は切り捨てる。
- 5 休日労働については、通常労働の勤務形態とし、深夜労働については、前2項および3項と同様とする。
 - ア 休日労働を行った場合には、その翌日から30日以内にその代休を、または同一週内に振替休日を取得することができる。
 - イ 代休を取得した場合は、2項の休日労働手当は1時間当たりの賃金額の35%を支給する。
 - ウ 振替休日を取得した場合は、2項の休日労働手当は支給しない。
- 6 時間外労働、深夜労働および休日労働が必要な場合には、事前に事務局長の指示を受ける。また、代休または振替休日の取得においては事前に事務局長の承認を必要とする。
- 7 出張期間中は、時間外労働、深夜労働および休日労働の超過勤務手当は支給しない。ただし、休日に労働することを事務局長に承認を得た場合は、振替休日を取得することができる。
- 8 事務局長、事務局次長の職にある者については、超過勤務手当は支給しない。
- 9 フレックス対象職員が、職員就業規則第19条に定める清算期間において、同条2項に規定する労働すべき総労働時間を超えて労働した場合、2項に定める深夜労働の時間帯に行った勤務に関しては1時間当たりの賃金額×150%を、それ以外は1時間当たりの給与額×125%を支払う。

1991年10月1日制定

2007年5月1日改正

2012年4月1日改正

2016年1月12日改正

2016年3月14日改正

2016年4月4日改正

2016年9月21日改正

2018年4月1日改正

2018年11月1日改正

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会	事業年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日
-----	-------------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
会費収入	38,810,000円
寄付金収入	25,982,727円
補助金収入	175,597,178円
特定非営利活動にかかる事業収入	42,930,286円
受取利息・雑収入	126,498円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	283,446,689円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
[Redacted]	1,000,000円	2021/7/19
[Redacted]	577,116円	2022/1/31
[Redacted]	200,000円	2021/12/14
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	給与	3/4~3/7	107,141円
			給与	3/4~4/3	281,100円
			給与	3/8~4/3	240,000円
			給与	3/4~4/3	360,000円
			給与	3/4~4/3	4,806,000円
			給与	3/4~4/3	151,750円
			給与	3/4~4/3	692,300円
			給与	3/4~4/3	110,000円
			役員報酬	3/8~4/3	800,000円
			給与	3/4~4/3	4,860,000円

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	3年4月1日 ~ 4年3月31日	
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
49人	39,835,794円	

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
2021.11.4			7,000,000 円	2021 年度桑原寄付講座
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	7,000,000 円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
2021.6.30	ミャンマー N 連プロジェクト 8 次事業活動資金 1 回目	5,027,600 円
2022.1.12	ミャンマー N 連プロジェクト 8 次事業活動資金 2 回目	5,241,800 円
2022.3.31	ミャンマー N 連プロジェクト 8 次事業活動資金 3 回目	3,708,200 円
2021.6.25	ミャンマー紛争被害者支援 5 期現地活動費	22,404,500 円
2021.11.19	ミャンマー紛争被害者支援 5 期現地活動費	28,846,000 円
2021.12.14	ミャンマー紛争被害者支援 5 期現地活動費	11,468,000 円
2021.12.20	ミャンマー紛争被害者支援 5 期現地活動費	11,529,500 円
2022.1.21	ミャンマー紛争被害者支援 5 期現地活動費	11,490,500 円
2022.2.7	ミャンマー紛争被害者支援 5 期現地活動費	11,632,500 円
2022.3.3	ミャンマー紛争被害者支援 5 期現地活動費	11,669,500 円
2022.3.10	ミャンマー紛争被害者支援 5 期現地活動費	11,707,500 円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	令和3年4月1日～令和4年3月31日	39人	0人	%	7人	17.9%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 BHN テレコム 支援協議会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		39人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		7人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
相澤 紘史		理事		○							平成22年6月 25日就任
赤生 邦雄		理事		○							令和2年9月 18日就任
赤羽根 靖隆		理事		○							平成29年7月 1日就任
有馬 修二		理事		○							平成27年7月 1日就任
石井 義則		理事		○							令和3年7月 1日就任
伊藤 雅樹		理事		○							平成29年6月 15日就任 令和3年6月 30日退任
稲生 英男		理事		○							令和3年7月 1日就任

井上 友二		理事									令和元年7月 1日就任
今井 正道		理事									令和元年7月 1日就任 令和3年6月 30日退任
上田 博正		理事									平成29年7月 1日就任
海野 忍		理事									平成30年6月 14日就任
大平 高史		理事									令和元年9月 20日就任
片山 泰祥		理事									平成27年6月 18日就任
加納 貞彦		理事									平成29年7月 1日就任
喜井 廣明		理事									平成29年9月 14日就任 令和3年9月 17日退任
木曾 和佳子		理事									令和元年7月 1日就任
樽松 八平		理事									平成19年7月 1日就任
古野間 計久		理事									平成23年7月 1日就任
佐藤 征紀		理事									平成19年7月 1日就任 令和3年6月

吉岡 義博		理事		○							平成27年7月 1日就任
吉村 美奈子		理事		○							令和元年7月 1日就任
野中 正晴		監事		○							令和元年7月 1日就任 令和3年6月 30日退任
宮原 克元		監事		○							平成29年7月 1日就任 ~
山下 孚		監事		○							令和3年7月 1日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名	特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	毎月	10年
仕訳帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	毎月	10年
給与台帳	給与ソフト(弥生21)使用 ルーズリーフ	毎月	10年
海外拠点経費一覧表	エクセル ルーズリーフ	毎月	10年
入金伝票	単票 ルーズリーフ	都度	10年
支払伝票	単票 ルーズリーフ	都度	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会
理事会御中

公認会計士

<財務諸表監査>

私は、特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会の2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度の活動計算書、貸借対照表、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録(以下「財務諸表等」という。)について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、財務諸表の注記に記載された会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することであり、また、作成される財務諸表等の作成に当たり適用される会計の基準が状況に応じて受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の財務諸表等が、すべての重要な点において、財務諸表の注記に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

<財産目録に対する意見>

<財産目録に対する意見>

私は、特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会の2022年3月31日現在の事業年度の財産目録(「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。以下同じ。)について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、財務諸表の注記に記載された会計の基準に準拠するとともに、貸借対照表と整合して作成することにある。

監査人の責任

私の責任は、財産目録が、財務諸表の注記に記載された会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

財産目録に対する監査意見

私は、上記の財産目録が、財務諸表の注記に記載された会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

利害関係

特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会	チェック欄					
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		✓					
イ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		<input checked="" type="checkbox"/>
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人BNIテレコム支援協議会
-----	-----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・ <u>無</u>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 (認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります) 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	-----------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>